

第16回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成23年6月3日（金）午後1時30分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室（3階）

3 出席者

(1) 委員

鵜飼祐充委員，内田和朗委員，大森慈子委員，金沢和憲委員，久津見律子委員，三田恵美子委員，長門栄吉委員長，橋脇典子委員，前田宏美委員，松田千鶴子委員，山岸俊一委員（五十音順，以上11人出席）

(2) 事務担当者等

北嶋典子裁判官，寺川事務局長，大松首席家裁調査官，佐々木首席書記官，金重次席家裁調査官，西井事務局次長，田中総務課長，野川総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 家事調停の進行等について

(3) 福井家庭裁判所における家事調停の実情について

(4) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日 11月4日（金）

(2) 意見交換のテーマ 家事調停の充実のために

(別紙)

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，□：事務担当者)

1 家事調停に関する感想等について

- ： 調停不成立の場合，回数や期間の目安はあるのか。
- ： 例えば離婚調停の場合であれば，離婚したい側と離婚したくない側があり，意見が異なる原因を掘り下げ，双方で再考する余地がある間は次回期日が指定されている。離婚する，しない，あるいは離婚については双方ともやむを得ないと考えているが，子の親権について双方ともに譲らず，平行線のままでこれ以上進めようがないような状況になった場合には不成立になっている。
- ： 回数や期間について制限はない。裁判官は，問題になっている原因に応じて，家庭裁判所調査官に調査を命じたり，調停委員に調停の進行方法について指示をし，当事者間に歩み寄りの可能性があるかどうかを見極めている。
- ： 例えば，離婚する，しないが問題となっている場合に，当事者の真意はどちらにあるのか，慰謝料などの条件について争っているだけかどうかなどについても見極めるように努めている。
- ： 調停が不成立になった場合，その後はどうなるのか。
- ： 離婚調停の場合は，離婚訴訟が提起されたり，しばらく別居を続けるなどして時間を置いてから再び調停が申し立てられたりしている。
- ： 別居を続けるとなると，生活費に困る人もいるのではないか。
- ： 生活費を求めるには，婚姻費用分担請求調停を申し立てることができる。この調停については，不成立になっても手続は終了することなく，審判に移行して裁判所が結論を出すことになる。
- ： 離婚調停の申立てとは別に別居中の婚姻費用を請求する調停の申立てが可能であることを知らない当事者も多いのではないか。
- ： 調停中に一方当事者から生活費に困っている趣旨の話が出れば，調停委員

から反対当事者に対し生活費を渡すように話をしたり、困窮者に対し婚姻費用分担請求の調停申立てができることを説明している。また、窓口における手続案内の際に生活費の話が出れば、窓口担当者から婚姻費用分担請求の調停についても説明をしている。

- ： 調停が不成立になり審判に移行した場合、その審判の結論が出るまでに、相当な時間を要することになるのか。
- ： 婚姻費用分担請求の場合、昨今は目安となる算定表ができているので、双方の収入を証明する書類を出してもらえれば、比較的早く結論が出ている。ただし、遺産分割調停では、遺産の範囲を確定するまでに時間を要する場合が多い。
- ： 離婚調停に関して、申立人の性別、年齢に偏りがあるか。
- ： 性別では女性からの申立てが多い。また、20歳代から30歳代の比較的若い方からの申立てが多い。
- ： 福井家裁の調停では弁護士はどのような事件で代理人となることが多いか。
- ： 遺産分割調停や財産分与、慰謝料の額が大きな離婚調停では弁護士が代理人となることが多い。
- ： 家庭裁判所内のマジックミラーのある部屋を使って面会交流を試みるのはどのような事案か。
- ： 例えば、面会交流の際に子供を連れ去られる可能性があり、当事者間で期日外に面会交流ができない場合、DV等により、子供を相手方に預けるときに相手の顔を見たくない場合、親子の別居期間が長い事案で、面会交流の際に子供がどのように反応するのか裁判所が確かめる必要があるような場合が考えられる。
- ： 面会交流を試みるのは調停のどの段階か。
- ： 子供の心身に少なからず影響を与えることから、慎重にならざるを得ないが、最近では、双方の当事者に子供の置かれている状況を認識させてから話し合いをしてもらうことも必要と考えられており、早い段階で実施する例も

ある。

2 調停に関する苦情や心配なこと等について

- ： 10年前には、DVが原因になっているような調停における調停委員の発言に関して苦情の相談も受けたことがあるが、最近はそのような相談を受けたことはない。
- ： アルコール依存症の夫に対する離婚調停で、調停委員から妻に対し、夫のアルコール依存症を治療するために尽くして欲しいというような趣旨の発言があったと聞いている。
- ： 夫が鬱病にかかっており、鬱病以外に離婚原因がないような事案で、妻から離婚調停が申立てられ、夫が離婚に応じない場合、裁判所はどのようなスタンスで調停を進行させるのか。
- ： 裁判官は、家庭裁判所調査官や技官（精神科医師）に調停への立会を命じたりするなどして、状況を正確に把握することに努め、訴訟になった場合のことも見据えた上で、調停を進行している。
- ： 調停においては、妻の気持ちを夫に伝えるが、夫側に離婚を押しつけるようなことはできない。時間をかけて中立的な立場でゆっくりと調整を行っている。
- ： 臨床の経験から申し上げますと、従来から鬱と言われている病状の場合、自分の存在自体に意味がない、自分はダメな人間であると思いこんでおり、絶対に離婚を受け入れないと頑張りきれず、安易に離婚を受け入れているのではないか。その場合には、離婚により家族まで失うことになり、鬱病を治療する目標や希望まで持てなくなってしまうことになる。

3 家事調停に関する広報活動等について

- ： 事件種類別の新受事件数、終局区分別既済事件数、弁護士との関与割合を示した統計資料などを国民が身近なところで見ることができれば、家事調停を自分で申立ててみようと思う人が増えるのではないか。

- ： 一昨年（平成21年）の家裁委員会での意見を踏まえ、昨年（平成22年）12月に家事調停制度等の広報活動の一環として、本庁において、県内市町の窓口や相談担当者に模擬調停を見てもらったり、意見交換をされたとお聞きしたが、同様の企画を嶺南地方でも実施されてはどうか。
- ： 「取下げ」は、何度も相手方を呼出しても、出て来ないような場合が多いのか。
- ： 何度呼び出しても相手方が出て来ないような場合には家庭裁判所調査官に関与させて出頭を促すなどの方策をとっている。取下書には理由を記載する欄があり、「都合により」としか書かれていない場合が多いが、話し合いにより円満に解決したために、取り下げる事案もある。

以 上